

社債引受契約書

Okura Holdings Limited（以下「本件社債引受人」という。）、株式会社しんわ（以下「発行会社」という。）及び株式会社エパングローリー・キャピタル（以下「保証人」という。）は、発行会社が発行する株式会社しんわ第1回無担保普通社債（一括譲渡制限付少人数私募）（以下「本社債」という。）の引受けについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（引受け）

発行会社は、2018年7月26日、本社債（社債の総額5億円）を発行し、本件社債引受人はその総額（以下「払込金額」という。）を引き受ける。なお、本社債の内容は、別添の株式会社しんわ第1回無担保普通社債（一括譲渡制限付少人数私募）募集要項（以下「本要項」という。）に従うものとし、本件社債引受人の引受けに係る金額に関する限りにおいて、本契約書と一体をなすものとする。

第2条（払込み）

本件社債引受人は、払込金額を、本要項に定める払込期日に発行会社が別途指定する銀行口座へ振り込むものとする。

第3条（告知義務等）

1. 本件社債引受人は、以下に定める事項につき、発行会社より、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第23条の13に基づく書面による告知を本項により受け、その内容を承知している。
 - (1) 本社債に関しては、その有価証券発行勧誘等（金融商品取引法第4条第2項に定める有価証券発行勧誘等をいう。）が金融商品取引法第2条第3項第2号ハに掲げる場合に該当することにより、当該有価証券発行勧誘等に関し金融商品取引法第4条第1項の規定による届出は行われていないこと。
 - (2) 本社債は、社債権者が満期前に所有する全部を一括して譲渡する以外の方法によって譲渡することが禁止されていること。
2. 本件社債引受人は、本社債を譲渡する場合には、前項各号に定める事項を、金融商品取引法第23条の13に基づき、予め又は同時に譲渡の相手方に書面をもって告知しなければならない。
3. 本件社債引受人は、本社債を譲渡しようとするときは、事前に発行会社と協議しなければならない。

第4条（金融商品販売法）

本社債に関し、発行会社はその内容及びリスクについて、金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号、その後の改正を含む。）の趣旨に基づき、同法第3条第1項に定める「重要事項」を説明するものとする。

第5条（一般規定）

1. 準拠法及び合意管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本契約及び本社債に関して発生する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2. 言語

本契約は日本語で作成し、これを正本とする。

3. 協議事項

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者間に疑義が発生した場合には、本件社債引受人及び発行会社は、協議を行い、その対応を決定する。

本契約締結の証として本書3通を作成し、本件社債引受、発行会社及び保証人がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2018年7月26日

本件社債引受人：

11/F, Admiralty Centre Tower II, 18 Harcourt Road,
Admiralty, Hong Kong

For and on behalf of
Okura Holdings Limited
Katsuya Yamamoto

Chief Executive Officer, Chairman

Authorized Signature(s)

発行会社：

福岡県福岡市中央区天神一丁目14番16号

株式会社しんわ

代表取締役 田中 力

保証人：

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

株式会社エバーグローリー・キャピタル

代表取締役 田中 力

別添 株式会社しんわ第1回無担保普通社債（一括譲渡制限付少数人数私募）募集要項

1. 社債募集総額 金 5億円
2. 社債の種類 無担保普通社債。ただし、債券不発行。
3. 社債の金額 額面金 50,000,000 円
4. 社債の利率 年 3.00%
5. 発行金額 額面 50,000,000 円につき金 50,000,000 円
6. 償還金額 額面 50,000,000 円につき金 50,000,000 円
7. 社債償還の方法 ①本社債の元金は 2021 年 7 月 31 日（以下「償還期日」という。）に全額償還する。償還期日が銀行休業日に当たるときは、償還期日は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
②当社は発行日の翌日以降何時でも本社債元金に経過利息を付して本社債を買入消却することができる。
8. 利息の支払い方法及び期間 利息は発行日（2018 年 7 月 26 日）の翌日（同日を含む。）から償還期日までこれをつけ、毎年 12 月 20 日及び 6 月 20 日の年 2 回、直前の利払日の翌日（第 1 回の利払日については、発行日の翌日）（同日を含む。）から当該利払日（最終回については償還期日）（同日を含む。）までの経過分（1 年を 365 日とし、実日数にて計算する。）を支払う。当該利払日が銀行休業日に当たるときは、当該利払日は前銀行営業日にこれを繰り上げ、当該繰り上げ後の利払日（同日を含む。）までの利息をつける。また、上記の期間に満たざる期間の経過利息を支払う場合も同様に経過分の実日数をもって計算する。ある社債権者に支払う利息の計算において、合計額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
9. 遅延損害金 発行会社は、本社債の元金、利息その他金銭の支払義務の履行を怠ったときは、その未払額に加えて、各利払期日又は償還期日の翌日（同日を含む。）から当該未払額の完済日（同日を含む。）までの期間につき、年 6.0%の遅延損害金を社債権者に対して支払う。なお、遅延損害金は 1 年を 365 日とし、実日数にて計算し、合計額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
10. 期限の利益喪失事由 発行会社は、以下の事由が発生した場合には、社債権者からの通知又は催告なく、本社債の全額につき当然に期限の利益を喪失する。
 - (1) 発行会社が、支払不能、支払停止若しくは債務超過

に陥り、又は手形交換所の取引停止処分を受け
き。

(2) 発行会社につき、法的整理手続の開始の申立
あったとき。

(3) 発行会社の有する預金その他の資産につい
押、公租・公課の滞納処分、又は競売手続が
したとき。

(4) 発行会社の有する預金その他の資産について
押、仮処分、又は保全差押が開始され、20 営
以内に解消しないとき。

(5) 発行会社につき、私的整理の開始に係る一部
しくは全部の債権者に対する通知が発送され
合、事業の閉鎖が行われた場合、又は解散を
する株主総会決議若しくは裁判所の判決・命
なされたとき。

(6) 発行会社に本契約上、重大な違反があったとき

(7) 発行会社が、各利払期日その他本要項に基づ
銭の支払を行うべき日における本社債に係る
金の支払その他金銭債務の履行を怠り、10 営
以内にかかる義務が履行されないとき。

11. 中途解約

社債権者は、償還期日前に所有する社債を解約換金
できない。

12. 第三者譲渡の方法及び譲渡制限

社債権者は、満期前に所有する全部を一括して譲渡
以外の方法によって譲渡することは禁止されている。

13. 払込期日

2018 年 7 月 26 日

14. 振込銀行

三井住友銀行 新橋支店(216)

普通預金 口座番号 2177217

口座名義人 株式会社しんわ

15. 申込み取扱い場所

福岡県福岡市中央区天神一丁目 14 番 16 号

福岡三栄ビル 4 階

株式会社 しんわ

16. 社債管理者

本社債は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の
正を含む。）第 702 条ただし書の要件を充たすもので
り、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていな

17. 有価証券届出の免除

本社債の発行に係る取得の申込みの勧誘が金融商品取引法第2条第3項第2号ハに規定する少人数向け勧誘に該当することにより、本社債の取得の申込みの勧誘に関し、金融商品取引法第4条第1項の規定による届出は行われていない。

18. 本社債を譲渡する際の告知義務

本社債を取得した者が、その取得した本社債を他の者に譲渡する場合には、当該他の者に対して、以下(1)及び(2)に掲げる事項を告知し、当該告知事項を記載した書面を予め又は同時に交付するものとする。

(1) 本社債の発行に係る取得の申込みの勧誘に関しては、金融商品取引法第2条第3項第2号ハに該当することにより金融商品取引法第4条第1項による届出が行われていないこと。

(2) 本社債は、社債権者が満期前に所有する全部を一括して譲渡する以外の方法によって譲渡することが禁止されていること。

19. 保証

保証人は、本社債に係る債務の支払を保証する。